

佐賀県告示第 117 号

次の医療機関の開設者からの救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に定める救急業務に関し協力する旨の申出は、撤回された。

令和 4 年 5 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

| 名称 | 所在地 | 撤回年月日 |
|---------|-------------------|-----------------|
| 正島脳神経外科 | 佐賀市鍋島一丁目 3 番 10 号 | 令和 4 年 4 月 30 日 |